

確認印

案件名称	令和6年度 大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)
------	--------------------------------

仕様書

大阪市大正区役所

1 案件名称

令和6年度 大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の予定数量

（概算）318.6 kg／月（週2回以上の収集運搬）「実績一覧」（別紙1）

合計 （令和5年1月～12月分）	1,615 個	3,823.18 kg
月平均	135 個	318.60 kg

※ ただし、予定量はあくまでも過去の実績から算出した予定数量であるため、この量を上回るあるいは下回る場合もある。よって、収集運搬量を確約したものではない。また、予定量と実際の数量との差異について、受注者は異議を申し立てることができない。

(2) 収集場所

【施設名】 大阪市大正区役所

【所在地】 大阪市大正区千島2丁目7番95号（詳細は図面（別紙2）のとおり）

(3) 収集日、収集時間、収集回数

ア 収集日は週2回以上とする。（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く）

イ 収集時間は、原則として、10時から17時までの間とする。ただし、発注者の監督職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

ウ 具体的な収集日、収集時間については、契約締結後、発注者と調整すること。

(4) 作業手法

ア 受注者は、ごみを収集する場合、発注者の監督職員から一般廃棄物管理票（以下、管理票という。）の交付を受け、発注者の監督職員の指示に基づき、適正な運用を図ること。

イ 収集したごみは、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

ウ 収集運搬にあたっては、法に基づき、適正に処理しなければならない。

7 提出書類

(1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

(2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書（別紙3）を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。

また、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の業務計画書を再度提出し、発注者の承認を得ること。

(3) 受注者は、本業務終了後直ちに出来高報告書（別紙4）を作成し、発注者へ提出すること。

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、使用車両届（別紙5）及び車検証を提出し承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに変更後の使用車両届及び車検証を提出し承認を得なければならない。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）

（※1）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

（※2）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システム I C カード

自動計量システム I C カードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 収集運搬量

提出された出来高報告書と管理票に記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

12 報告

受注者は、毎月の作業終了後、出来高報告書を作成し、管理票とともに、業務実施月の翌月5日（ただし、12月分は翌月10日、3月分はその月末）までに発注者に報告すること。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 粉塵の飛散防止を行う等し、作業に伴い飛散・散乱したごみはきれいに掃除すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の承諾を得ること。

14 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

15 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

16 概算契約

- (1) 本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。
- (2) 業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙6）の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。
- (3) 概算契約の内訳明細（別紙6）については、業者決定後、発注者と協議を行う。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市のみに帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

20 その他

- (1) 見積りにあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 受注者は、従業員がさまざまな人権問題について、正しい知識をもって業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。

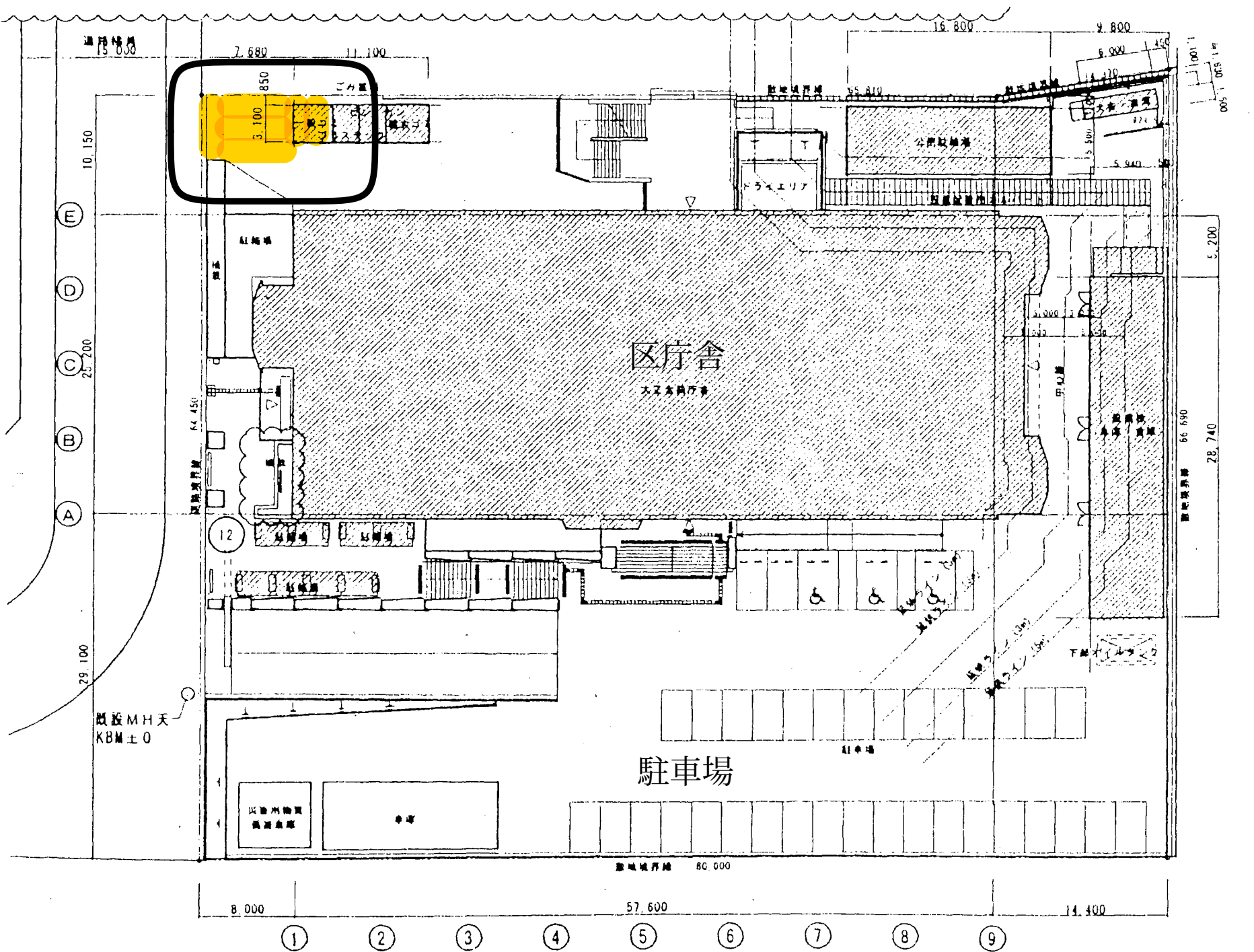
21 事業担当

大阪市大正区役所総務課庶務グループ 寺阪・森
〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号
TEL：06-4394-9626
FAX：06-6553-1981
メールアドレス：th0001@city.osaka.lg.jp

令和5年1月～令和5年12月実績一覧

別紙1

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	月平均
数量 (個)	138	120	172	131	105	137	138	142	114	136	138	144	1615	135
重さ (kg)	335.4	288.4	525.1	388.05	240.38	305	299.7	328.2	268.9	243.4	305.5	295.15	3823.18	318.60



配置図 1/300

※設計GL=KBM+80とする。

大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託 業務計画書

令和 年 月 日

大阪市大正区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬を実施します。

1 収集運搬期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 収集運搬曜日

毎週 曜日、 曜日

3 収集時間

午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

4 担当者

氏名：

連絡先：

5 その他

収集運搬及び処分計画に変更が生じた場合は、速やかに再度計画書を提出します。

大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託 使用車両届

令和 年 月 日

大阪市大正区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬に使用する車両について届出をします。

1 車種

2 車両ナンバー

3 車検証の写し
別添のとおり

4 その他
使用車両に変更が生じた場合は、速やかに再度使用車両届を提出します。

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大正区役所総務課(庶務))へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大正区役所総務課(庶務))へ報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大正区役所総務課(庶務)(連絡先:06-4394-9625)に報告しなければならない。